1ヵ月単位の変形労働時間制は、①労使協定を締結する　②就業規則に定める　の2つの方法により制定できます。

■①の場合は、労使協定を結び、労基署へ届出を行います。このWordファイルは、①で締結する労使協定書のサンプルになります。

■②の場合は、就業規則を制定した届出あるいは就業規則についての変更届を労基署へ提出する必要があります。　就業規則の規定例については、弊社HPに掲載しております就業規則サンプルのファイルをご覧下さい。

**１ヵ月単位の変形労働時間制に関する協定書**

株式会社○○○○（以下「会社」という。）と株式会社○○○○従業員代表□□□□は、１ヵ月単位の変形労働時間制に関して、次のとおり協定する。

（所定労働時間・休憩）

第 条　所定労働時間は、毎月１日を起算とする１ヵ月単位の変形労働時間制を採用し、1週の労働時間は１ヵ月を平均して４０時間以内とする。

２　一日の標準所定労働時間は８時間とする。

３　各週各日の始業・終業時刻および休憩時間は毎月の勤務予定表にて各人別に明示する。

（休日）

第 条　年間休日日数は１１５日とし、各自の休日は毎月の勤務予定表により各人に明示する。

（対象従業員）

第 条　本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

（1）18歳未満の年少者

（2）妊娠中または産後１年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（3）育児や介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（4）その他必要と認めた者

（協議）

第 条　１ヵ月単位の変形労働時間制に関して問題、疑義が生じた場合は協議する。

（有効期間）

第 条　本協定の有効期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの１年間とする。

　　年　　月　　日

株式会社○○○○

代表取締役 　　 　　　印

従業員代表 　　 　　　印